

平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年  
(ワ)第287号, 平成28年(ワ)第79号, 平成29年(ワ)第408号,  
平成30年(ワ)第878号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3311名

被告 関西電力株式会社 外1名

## 証 拠 説 明 書

(丙387~389号証)

令和3年12月6日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩

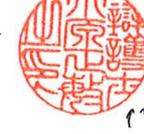


弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士	辰	田		淳	
弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 387	大飯発電所3・4号炉 原子炉建屋他の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について	写し	H27. 3. 13	被告関西電力株式会社	被告関西電力株式会社が、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉建屋他の基礎地盤について、基準地震動に対して十分な安定性を有していることを確認するために実施した安定性評価の内容
丙 388	原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-2015 (抜粋)	写し	H28. 3. 30	一般社団法人 日本電気協会 原子力規格委員会	基礎地盤の安定性評価に関し、局所安全係数は有限要素法における個々の要素の局所的な破壊に対する一指標にすぎず、局所安全係数1.0以下の要素が連続してすべり面を形成しない限り、基礎地盤全体のすべり破壊とは直接結びつかないとされていること  なお、丙388号証は、「原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-2015」から丙202号証と別の箇所を抜粋したものである。
丙 389	岩盤の原位置一軸引張り試験に関する文献調査	写し	H27. 1	白鷺卓 谷和夫 岡田哲実	従来、岩盤の引張強度の調査手法が確立されていなかったこと